

札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領運用指針

平成14年5月8日総務部長決裁
最近改正令和2年3月31日

札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（以下「要領」という。）の運用に当たっての取扱いを、要領第19条の規定により次のように定める。

第1 要領第1条関係

- 1 第1項に定める「参加停止」は、本市発注の各種契約案件が市民の税金を原資として行うものであるという性格上、法律違反等の不正又は不誠実な行為等を行い、社会的に批判されるべき事業者を一般競争入札に参加することを認めたり、あるいは契約の候補者として指名したりすることは、発注者の姿勢として道義的にも容認しがたいことから、競争入札から一定期間排除するものであり、不正行為等の再発防止も含めて行うものである。
また、「参加停止」は入札を行う際の運用基準の1つで、本市のみに適用される規制措置という性格のものであり、各種法律に基づいて行われる営業停止等の行政処分とは性格を異にするものである。
- 2 第1項の「参加停止」は、別表各号に基づき定めた期間を対象とするものであることから、開始日以前に落札決定した競争入札には適用されないものであり、また、たとえ契約締結日が停止開始日以降であっても、開始日前に落札したことによって得た事業者の契約締結の権利に変更を加えるものではないものである。
- 3 現に参加停止中の事業者が、再び別表各号のいずれかの措置要件に該当したために参加停止する場合の開始日は、現に行われている参加停止が終了した後とはせず、再度の参加停止措置を決定した日とする。
- 4 第2項の「現に指名しているとき」とは、指名通知書を送付し、落札決定がまだ行われていない場合をいう。
- 5 第2項に定める指名の取り消しは、要領第5条第1項の規定による参加停止の通知の際に併せて通知するものとする。
- 6 第3項の「公的機関」とは、国、他の地方公共団体、公安委員会、公正取引委員会、労働基準監督署等をいう。
- 7 既に参加停止を行った参加資格者について、別表各号の措置要件に該当する新たな事実等があった場合で、当該事実等の原因が先に行った参加停止の措置要件に該当した事実等の原因と同一のときは、再度の参加停止の対象としない。ただし、要領第3条第5項又は第6項で定める場合を除く。

第2 要領第2条関係

- 1 第1項の定めにより参加停止の対象となる下請負人は、たとえば当該事故発生現場に直接関与し、かつ、相当の安全管理上の措置を講じていれば事故の発生を防止することができたにもかかわらず、これを怠ったものと認められる者等とする。
- 2 下請負人のみが法令違反等で書類送検された場合でも、元請負人は発注者との関係において現場管理責任を免れないことから、下請負人の不適切な行為により措置要件に該当することとなった場合には、元請負人も参加停止するものとする。
- 3 第2項の「明らかに当該参加停止について責を負わないと認められる」とは、分担施工型の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）で責任工区が明確に区分されている場合や、除雪共同企業体のうち、道路除雪や歩道除雪などで責任業務区域が明確に区分されている場合、その他有責構成員が明らかに特定できる場合等をいう。
- 4 第2項の規定は、事業協同組合に参加停止を行うときの組合員について、これを準用する。
- 5 第3項は、単独で措置要件に該当し、参加停止となった事業者が、ある共同企業体の構成員となっている場合に、あるいは第2項の定めにより共同企業体と併せて参加停止となった事業者が他の共同企業体に参加している場合などには、当該共同企業体に対しても同様の参加停止措置を講ずることを定めたものである。
ただし、既に対象である工事案件が開札済みであって、新たな入札が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

- 6 第3項による共同企業体の参加停止は、参加停止期間中の参加資格者を共同企業体を通じて入札参加を認めず、又は指名をしないための措置であり、当該共同企業体自体に措置要件に該当する直接的な事案はないことを考慮し、第3条第2項の短期加重措置を適用しないものとする。
- 7 下請負人又は共同企業体の構成員が単独で参加停止要件に該当する行為を行い、参加停止中あるいは参加停止終了後1年又は3年以内に、第1項及び第2項の定めにより元請負人や共同企業体とともに参加停止となる場合には、下請負人や構成員は短期加重措置に該当することになることから、元請負人や共同企業体の短期の参加停止期間を超えてその期間を定めることができる。
また、第3項により参加停止する共同企業体についても、前項により短期加重措置を適用しないことから、構成員が短期加重措置に該当する場合には、当該共同企業体の短期の参加停止期間を超えてその期間を定めることができる。

第3 要領第3条関係

- 1 第1項は、たとえば、本市発注の請負等で安全管理が不適切で公衆、関係者いずれも死傷者が出た場合、別表第1第5号と第7号とに該当し、参加停止期間の短期、長期いずれも長い期間を採用することになり、1月以上6月以内とすることを定めたものである。
- 2 第2項第1号は、別表第1に定める措置要件のいずれかに該当し、その参加停止期間中又は参加停止終了後1年以内に再び該当した者、あるいは別表第2に定める措置要件のいずれかに該当し、その参加停止期間中又は参加停止終了後1年以内に再び該当した者について、別表各号にそれぞれ定める参加停止期間のうち短期を2倍（あるいは1.5倍）に引き上げて適用する短期加重措置について定めたものである。
- 3 第2項第2号は、別表第2第1号又は第4号に定める措置要件のいずれかに該当し、その参加停止終了後3年以内に再び該当した者、あるいは別表第2第2号又は第3号に定める措置要件のいずれかに該当し、その参加停止終了後3年以内に再び該当した者について、別表各号に定める参加停止期間のうち短期を2倍（あるいは1.5倍）に引き上げて適用する短期加重措置について定めたものである。
また、同項第2号の「前号に掲げる場合を除く」とは、別表第2第1号若しくは第4号の措置要件に該当し、又は第2号若しくは第3号の措置要件に該当し、その参加停止期間中又は参加停止終了後1年以内にそれぞれ再び該当した場合は、同項第1号により短期加重措置を行い、それ以外の期間で参加停止終了後3年以内に繰り返し該当した場合は、同項第2号により短期加重措置を行うことをいう。
- 4 第2項の短期加重措置について、参加資格者が別表各号の参加停止措置要件に該当することとなった2回目の事実又は行為が、最初の参加停止措置決定日以前のものである場合には、適用しないものとする。ただし、本市との契約に当たって違反した場合を除く。
- 5 第2項第1号に定める「期間の満了後1年を経過するまでの間」とは、停止期間満了の日の翌日を起算日とし、翌年の起算日に応答する日の前日（応答する日がないときはその月の末日）までの間を指すものとし、また同項第2号に定める「期間の満了後3年を経過するまでの間」とは、停止期間満了の日の翌日を起算日とし、3年後の起算日に応答する日の前日（応答する日がないときは、その月の末日）までの間を指すものとする。
- 6 第3項及び第5項に定める「情状酌量すべき事由その他特別の事由」とは、例えば公衆損害事故及び工事関係者事故が安全管理の不適切により発生したため参加停止を行う場合に、その事故の原因として受注者の従業員個人の責に帰すべき事由、被害者（公衆）の過失又は被害者の負傷の程度が軽いと認められるときなどを指すものとする。
- 7 第4項、第5項及び第6項に定める「極めて悪質な事由」とは、たとえば、独占禁止法違反や贈賄事件を何度も繰り返したり、その首謀者であったり、故意に欺いて契約を締結し、又はしようとしたり、現場の安全体制確立を指示しているにもかかわらず、これを怠って死傷事故を起こす等の場合を指すものとする。
また、「極めて重大な結果」とは、公衆若しくは関係者多数に死傷者を生じさせ、又は広範囲にわたり公衆に被害を与えた場合、あるいは本市事業に多大な支障をきたした場合等を指すものとする。
- 8 第7項に定める「責を負わないことが明らかとなったと認めるとき」とは、例えば贈

賄容疑で逮捕されたが立件できずに釈放された場合（処分保留による釈放は含まない。）等を指すものとする。

- 第8項に定める「残期間に相当する期間」とは、既に参加停止を受けている残期間に1月に満たない端数がある場合において、その端数を切り捨てた期間を指すものとする。

第4 要領第4条関係

- 参加停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- 第1項第3号及び第4号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して参加資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 第1項第4号の「公共機関」とは、本市以外の贈賄罪が成立する国、他の地方公共団体、公社、公団、公庫等のすべての公的機関をいう。要領別表第2第1号及び第3号の「公共機関」についても、同様とする。

第5 要領第5条関係

第1項の定めによる参加停止、参加停止期間の変更又は参加停止の解除の通知は、様式1、2又は3により行うものとする。

第6 要領第6条関係

第6条のただし書きの「やむを得ない事由」とは、例えば特許等特殊な技術、製造法、工法等を必要とする案件を発注する場合など契約の性質、又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが極めて不利と認められる場合等を指すものとする。

なお、このただし書きの運用に当たっては、みだりに適用することのないよう注意しなければならない。

第7 要領第7条関係

下請負の不承認は、当該参加資格者に対して、要領第5条第1項の定めによる参加停止の通知の際に併せて通知するほか、これに反する疑いがあるときは、施行体制台帳の写し等により確認し、反する事実があればこれを是正するよう求めることにより、その実効性を確保するものとする。

第8 要領第8条関係

第8条の「必要があると認めるとき」とは、たとえば本市との契約において公正取引委員会より独占禁止法違反の疑いで警告が出された場合、あるいは一般役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された場合、さらには事故が発生し、その原因が受注者の安全管理不適切によるものとは言えないが、再発防止等の指導を行う必要があると認められる場合などをいう。

第8の2 第10条関係

「その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとき」とは、提出された申立書面が、例えば次に掲げる事項に該当する場合などをいう。要領第13条の場合についても、同様とする。

- (1) 参加停止等の措置を受けた者以外の者から申立てがなされたもの
- (2) 所定の事項が記載されていないもの

第8の3 第14条関係

審議委員会への審議依頼は、要領第18条の規定に基づき、市長及び他の企業管理者と協議のうえ、市長と企業管理者の連名で行うものとする。この場合において、関係機関は、審議委員会からの審議結果の報告が、再苦情の申立てがあった日から50日以内になされるよう、依頼するものとする。

第9 要領第16条関係

- 第1項から第4項までの事務は、要領第18条に基づき、市長及び他の企業管理者と協議しながら進めるとともに、決定事項等を同一内容とし、要領第5条第1項若しくは第

8条の通知、第10条若しくは第13条の却下又は第11条第1項若しくは第15条第1項の回答は、市長及び企業管理者の連名で行うものとする。

- 2 第5項の定めによる各局庶務担当部等への通知は、様式4、5又は6により行うものとする。

第9の2 要領第17条関係

- 1 第1項の「別に定めるところ」とは、「参加停止措置等の公表について」（平成19年1月26日管理者決裁）を指す。
- 2 第2項（第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による公表は、総務部総務課契約係が適当と認める場所において、閲覧簿を設置し、閲覧に供するものとする。なお、閲覧に供する期間は、当該閲覧に供した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

第10 要領別表第1第1号関係

- 1 第1号の「必要な申請書又は調査資料等」とは、事前・事後を問わず入札を実施する際に求める、入札参加資格の確認に必要な書類（電磁的記録を含む。）をいい、競争入札参加資格者名簿作成のための登録申請書類に虚偽記載があった場合は、それが明らかとなった時点で、札幌市水道局競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月26日管理者決裁）（以下「資格審査等取扱要領」という。）に基づき措置するものとする。
- 2 第1号の「入札に係る調査」とは、低入札価格調査、談合情報調査、入札結果調査等、事前・事後を問わず入札に係るものをいい、本市が行うもののほか、本市が必要と認めた第三者機関が行う調査も含むものとする。
なお、特に贈賄、独占禁止法第3条若しくは第8条第1号違反、公契約関係競売等妨害、談合、あっせん利得処罰法違反又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2若しくは札幌市職員の退職管理に関する条例（平成27年条例第48号）第2条違反等に係る調査に非協力的な場合は、本市との信頼関係を著しく損なうものであるため、長期を基準として期間を定めるものとする。
- 3 第1号の「入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退する等、契約の相手方として不相当」とであると「認められる」との判断は、札幌水道局物品・役務契約等事務取扱要領（平成25年1月31日総務部長決裁）第9条の規定及び札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年3月30日総務部長決裁）に基づき行う入札参加資格の確認に正当な理由なく書類を提出しないときで故意による場合、重大な過失があった場合又は当該入札執行に支障をきたした場合に行うものとする。

第11 要領別表第1第2号及び第3号関係

- 1 第2号の「本市発注契約」とは、市長又は企業管理者が発注したすべての契約案件をいう。
以下、第5号、第7号も同様とする。
- 2 第2号及び第3号の「過失により履行を粗雑にした」とは、工事や物品調達、業務委託等の契約において、履行検査等により何らかの欠陥が発見され、それが不注意によって起こされたものである場合をいう。
なお、第2号の本市発注契約において粗雑な履行が「故意に」行われた場合には、資格審査等取扱要領に基づき措置するものとする。
- 3 第2号の「工事成績が不良」とは、札幌市水道局請負工事成績評定及び通知公表要領（平成14年9月30日管理者決裁）のほか、市長及び各企業管理者が定める請負工事成績評定及び通知公表要領に基づく評定点が、60点未満であることをいい、工事管理室長から管財部長へ通知があったときに適用するものとする。ただし、参加停止措置による減点がある場合は、これを除いた点数を評定点とみなす。
なお、停止期間の算定は、次の基準によるものとする。

50点以上60点未満	1月
50点未満	3月

- 4 第3号の「道内一般契約」とは、工事や物品調達、業務委託等の契約案件で、北海道

内で履行されたものをいう。

以下、第6号、第8号も同様とする。

- 5 第3号の「契約不適合が重大である」とは、重大な過失によりほとんど治癒しがたい、契約不適合の結果をもたらした場合などを指し、工事については原則として、建設業法に基づく監督処分が行われた場合とする。本市以外が発注した契約案件については、契約不適合が「重大である」ことが参加停止の要件となるものである。

第12 要領別表第1第4号関係

第4号の措置要件に該当する行為は、第2号の過失による粗雑な契約の履行以外のものをいい、次のような事例などの信頼関係をそこなう行為をいう。

- ① 正当な理由なく契約を締結又は履行しない場合（故意によるなど極めて悪質な場合を除く）
- ② 正当な理由がなく契約の締結や履行が遅れたときで、故意による場合や重大な過失があった場合、若しくは本市事業に支障をきたした場合
- ③ 必要な報告を怠った場合
- ④ 監督・検査業務（札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁）別表2第8項に基づく工事完成後調査を含む）に非協力的な場合、あるいはまた改善要請や指示に従わなかった場合
- ⑤ 札幌市水道局建物清掃業務総合評価一般競争入札試行要領（平成26年6月20日総務部長決裁）第15条第1項に基づく是正を求める指示を受けた受託者が、その指示に従わず、本市と契約する際に契約の特記事項として約定した内容の履行の見込みがないと認められる場合
- ⑥ 札幌市水道局建設工事請負契約約款第7条の2第1項に定める社会保険等未加入建設業者を下請負人とした受注者が、本市の指定した期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等の届出義務を履行した事実を確認することができる書類を提出しなかった場合

なお、本市との契約において、正当な理由がなく契約を締結又は履行しないときは長期を基準として参加停止期間を定めるものとするが、当該行為が故意によるなど極めて悪質な場合や、監督・検査業務を妨害した場合は、資格審査等取扱要領に基づき措置するものとする。

第13 要領別表第1第5号及び第6号関係

- 1 事故原因が受注者の安全管理の不適切によるものでなく、下記事由によるものである場合には、参加停止を行わないものとする。
 - (1) 使用人個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故
 - (2) 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる作業所内に第三者が無断で侵入したことにより生じた事故等）
- 2 「公衆」とは、通行人や近隣居住者等の第三者をいう。
- 3 「損害」とは、動産・不動産等の財産の破壊、焼失等をいう。
- 4 「履行にあたり」には、作業所のみ限定せずに、資機材、納品物等の運搬中や倉庫、資材置場等におけるものも含まれるものとする。

以下、第7号、第8号も同様とする。
- 5 第5号の「安全管理の措置が不適切で」とあり、「認められる」との判断は、公安委員会や労働基準監督署等の判断を待つまでもなく管理者において行うものとする。

以下、第7号も同様とする。
- 6 第6号の「安全管理の措置が不適切で」とあり、「重大であると認められる」との判断は、刑法や労働安全衛生法等の違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったときに行うものとする。

以下、第8号も同様とする。
- 7 停止期間の算定は、次の基準によるものとする。

本市発注契約	(1) 死亡事故	3 月以上	6 月以内
	(2) 負傷事故	1 月以上	3 月以内
	(3) 損害事故	1 月以上	2 月以内

道内一般契約	(1) 死亡事故 (2) 負傷事故 (3) 損害事故	1 月以上 3 月以内 1 月以上 2 月以内 1 月
--------	----------------------------------	-----------------------------------

第14 要領別表第1第7号及び第8号関係

- 「関係者」とは、受注者側の従業員、作業員等で常勤、臨時雇用のすべての者をいう。
- 停止期間の算定は、次の基準によるものとする。

本市発注契約	(1) 死亡事故 (2) 負傷事故 (3) 損害事故	1 月以上 4 月以内 2 週間以上 2 月以内 2 週間以上 1 月以内
道内一般契約	(1) 死亡事故 (2) 負傷事故	1 月以上 2 月以内 2 週間以上 1 月以内

- 「重大な損害」とは、安全管理の不適切により発生したものであり、学校及び公営住宅等の施設における火災事故などで重大と認められるもの又は同一業者が複数の損害事故を発生させたときなどをいう。

第15 要領別表第2第1号関係

- 第1号に定める「本市の職員」とは、特別職、一般職の別、市長部局、企業部局の別を問わず、本市に所属するすべての職員を指すものとする。
- 第1号(2)の停止期間の算定は、次の基準によるものとする。

代表役員等	6 月以上18月以内
代表役員等以外	4 月以上18月以内

- 上記2の「代表役員等」とは、参加資格者である個人又は参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいい、次のとおりとする。

代表役員等	個人の場合の本人、代表取締役、代表理事、理事長、取締役副社長、副理事長、専務取締役、常務取締役、専務理事、常務理事等
-------	--

第16 要領別表第2第2号関係

- 第2号の独占禁止法第3条に違反したとの判断は、次の(1)から(5)のいずれかがあったときをもってするものとする。ただし、(2)の場合において、同法第7条の2第24項の規定に基づき命じられたものにあつては、この限りでない。
 - 排除措置命令
 - 課徴金納付命令
 - 刑事告発
 - 参加資格者である法人の代表者、参加資格者である個人又は参加資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕
 - その他公正取引委員会が独占禁止法違反の事実があったことを認定したとき
- 第2号の独占禁止法第8条第1号に違反したとの判断は、課徴金納付命令が出されたときをもってするものとする。
- 第2号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの参加停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が第2号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要領第3条第3項の規定を適用するものとする。

第17 要領別表第2第3号関係

本市との契約において、談合罪、公契約関係競売等妨害罪の刑が確定したことを知り得た場合は、資格審査等取扱要領に基づき措置するものとなるが、刑の確定までには相

当の日数を要し、後日すべての事例について刑の確定を知り得ることは困難な場合が多く、公平に登録抹消を行えないおそれがあること、また表に定める参加停止期間の長期が2年と登録の取り消しとほぼ同じ効果をあげることができることなどから、逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときに直ちに参加停止することで対応することとする。

第18 要領別表第2第5号関係

- 1 第5号の「建設業法に違反した」との判断は、参加資格者である個人、参加資格者の役員もしくはその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕されたこと又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったとき、又は技術者の不設置、一括下請負違反等の建設業法上に規定してある条文の違反による監督処分を知ったときに行うものとする。なお、公衆損害、粗雑工事、他法令違反又は不誠実行為により建設業法に基づく監督処分が出された場合は第5号を適用せずに、当該行為に基づき他の別表各号により措置するものとする。
- 2 経営事項審査申請書に虚偽の記載をしたことによる建設業法上の監督処分を知ったときは、虚偽申請が発注者の信頼関係を著しくそこなう行為であることから地域の区別なく、第5号(2)の規定を適用し、参加停止(3月以上12月以内)の措置を行うものとする。

第19 要領別表第2第6号及び第7号関係

- 1 第6号の「業務に関し」とは、個人の私生活上の行為以外の競争入札参加資格者としての業務全般をいい、「不正又は不誠実な行為」とは、別表第1及び別表第前2前各号に定める各種法律違反を除くその他の法律違反行為をいい、次のような事例をいう。
 - ①脱税行為
 - ②公文書偽造、恐喝、詐欺、偽計業務妨害等の刑法違反
 - ③労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令違反
 - ④警備業法、廃棄物処理法、その他登録種目に係る許認可法令違反
 - ⑤その他の法令違反等なお、競争入札参加資格者名簿作成のための登録申請書類の中に、虚偽申請により入手した証明書等や、偽造した証明書等があることが判明した場合には、資格審査等取扱要領に基づき措置するものとする。
- 2 第6号の「不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当である」との判断は、前項の違反により、参加資格者である法人若しくは個人又は参加資格者の役員若しくはその使用人が、逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたこと、税務当局より告発されたこと、又は監督官庁から営業停止相当以上の行政処分(軽微なものとは判断した場合を除く。)を受けたことを知り得たときに行うものとする。
- 3 第7号の規定は、参加資格者である個人又は参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)の私的行為であって、反社会性の強い犯罪が行われ、これらの者の社会的責任に照らして、当該企業が契約の相手方として不適切であると認められる場合をいい、次のような事例をいう。
 - ①横領罪
 - ②傷害罪
 - ③殺人罪
 - ④背任罪
 - ⑤売春防止法違反
 - ⑥覚醒剤取締法違反
 - ⑦公職選挙法違反等
- 4 第7号の「禁固以上の刑」とは、禁固、懲役、死刑をいい、罰金、拘留、科料は含まれないものとする。

第20 要領別表第2第8号関係

- 1 第8号(1)の「一定の職」とは、課長職以上の職又は学校の校長(幼稚園の園長を含む。)をいう。

また、副市長、教育長又は企業管理者を経験した再就職者が同様の行為をした場合にも適用するものとする。
- 2 第8号(1)の規定は地方公務員法第38条の2及び札幌市職員の退職管理に関する条例第2条の規定に違反する行為があったとする総務局長からの認定通知があったときに適用するものとする。
- 3 第8号(2)の規定は、本市との契約に関し、別表第1、別表第2前各号及び同号(1)

のほか、本市との契約において入札参加を認め、又は指名をすることが不相当であると認められる予想し難い事態が生じたときに適用するものとする。

また、札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱（昭和60年8月24日市長決裁）第2条第1項に規定する指定団体が行った契約において、同様の事態が生じたときにも適用するものとする。

第21 要領別表第1及び第2関係

- 1 別表に定める参加停止の始期は、原則、管理者の参加停止決定の決裁並びに財政局長及び各企業管理者が定める競争入札参加停止等措置要領に基づく財政局長、交通、及び病院事業管理者の参加停止決定の決裁を得た日とする。
- 2 別表に定める措置要件に該当するとの判断及び参加停止の期間については、その事実又は行為の時期にかかわらず、逮捕、公訴の提起等の措置要件のいずれかに該当することとなった事実等を知り得て認定した時点の要領の基準に基づき行うものとする。
ただし、逮捕、公訴の提起等の措置要件のいずれかに該当することとなった事実等を、1年を経過した後知り得た場合には、当該事案が極めて悪質で、参加停止を行う必要があると認められるときを除き、原則として参加停止を行わないものとする。

附 則

この指針は、平成14年5月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成16年8月5日から適用する。

附 則

この指針は、平成16年11月15日から適用する。

附 則

- 1 この指針は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 改正後の札幌市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領運用指針第16の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）（以下「改正独禁法」という。）の施行日後の独占禁止法の規定による手続きを受ける独占禁止法違反行為の取扱いについて適用し、改正独禁法の施行日前の独占禁止法違反行為について改正独禁法附則第2条の規定による手続きを受ける場合の独占禁止法に違反したとの判断基準については、なお従前の例による。

附 則

この指針は、平成18年6月9日から適用する。

附 則

この指針は、平成18年7月12日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。

附 則

この指針は、平成18年12月8日から適用する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この指針は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 札幌市水道局競争入札参加者心得（平成16年3月23日総務部長決裁）の一部改正〔省略〕
13中「指名停止措置等」を「参加停止措置等」に改める。
- 3 札幌市水道局競争入札参加資格審査等取扱要領運用指針（平成14年9月27日総務部長決裁）の一部改正〔省略〕
- 4 工事等設計変更のガイドライン（平成18年4月24日管理者決裁）の一部改正〔省略〕
附 則
この指針は、平成21年4月1日から適用する。
附 則
この指針は、平成21年6月10日から適用する。
附 則
この指針は、平成21年9月30日から適用する。

附 則
この指針は、平成23年2月14日から適用する。

附 則
この指針は、平成24年4月1日から適用する。

附 則
この指針は、平成24年8月10日から適用する。

附 則
この指針は、平成26年6月26日から適用する。

附 則
この指針は、平成28年4月1日から適用する。

附 則
この指針は、平成29年4月1日から適用する。

附 則
この指針は、平成30年4月16日から適用する。

附 則
この指針は、平成31年4月1日から適用する。

附 則
この指針は、令和2年4月1日から適用する。